

立会い基準 推進強化月間

平成25年

10月1日

12月31日

医療機器の適正かつ安全使用のための情報提供は、医療現場以外の場所で十分に行いましょう。

医療現場に事業者が立ち入りチーム医療の一員としてその業務の一端を担えば、医療関連法規や労働者派遣法等の違反に問われるおそれがあります。

- ・ 立会い基準（医療機器業公正競争規約）は、医療機器の取引における公正で自由な競争秩序と正常な商慣習の確立のため策定されました。
- ・ 医療機器業公正取引協議会は、10月から12月を立会い基準の推進強化月間と定め、立会い基準遵守の徹底と関連法規違反の排除を目指します。
- ・ 会員事業者の立会い基準遵守への取り組みに対して、なお一層の医療機関の皆さま方のご理解ご協力をお願いします。

医療機器業公正取引協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-38-1 本郷イシワタビル 2F

TEL : 03-3818-1731 FAX : 03-3818-1732

推進強化月間の具体的取り組みと、立会い基準の詳しい内容については、公正取引協議会ホームページをご参照ください。

<http://www.jftc-mdi.jp>

立会いには実施確認書が必要です

立会いは関連法規に抵触しないことが前提です